

盛岡市指定の障害福祉サービス事業所等を運営する法人の代表者 様 様

盛岡市長 内 舘 茂

### 令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算等の処遇改善計画書の届出について（通知）

福祉・介護職員等処遇改善加算（以下、「処遇改善加算」という。）の算定に係る届出について、令和8年度に当該加算を算定する事業所は、下記により処遇改善計画書等を提出されるようお願いします。また、当該加算の算定要件等については、厚生労働省及びこども家庭庁からの通知（令和8年3月31日付け「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和8年度分））を参照してください。

なお、令和8年6月から処遇改善加算に新たな区分が創設され、さらに相談支援事業所も処遇改善加算が算定可能となる点について御留意願います。

記

#### 1 計画書の提出期限

- ① 現行の処遇改善加算を令和8年4月又は5月のサービス提供分から算定する場合（令和7年度の区分継続、区分変更・新規を含む）
- ② 上記①の事業所が、新たな加算区分（Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロ）を令和8年6月のサービス提供分から算定する場合。
- ③ 上記①の事業所に加えて、相談支援事業所が処遇改善加算を令和8年6月のサービス提供分から算定する場合。

**いずれも、令和8年4月15日（水）必着（※令和8年度当初の特例）**

・サービス種別に関わらず、処遇改善加算を令和8年6月のサービス提供分から初めて算定する場合。  
（計画書の内容が相談支援事業所の場合を含む）

**令和8年6月15日（月）必着**

※上記以外の時期から算定開始する場合、当該加算を算定する月の前々月の末日までに提出すること。

#### 2 提出書類

**紙媒体により、各1部提出**

別表：令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算の提出書類一覧を確認すること。

#### 3 提出方法

**窓口を持参、または郵送**

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号（本庁舎5階） 盛岡市保健福祉部障がい福祉課 事業所係

#### 4 留意事項

処遇改善加算の算定額以上の賃金改善が行われていない等、算定要件を満たさない場合や虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合は、支給された処遇改善加算の一部若しくは全部を不正受給として返還させること又は処遇改善加算を取り消すこととなりますので、御留意ください。

また、処遇改善計画書、実績報告書及び根拠資料は5年間保存してください。（国通知では保存期間が2年間となっていますが、過誤申立期間を考慮し5年間保存してください。）

#### 5 実績報告について

令和7年度の処遇改善加算に係る実績報告については、改めて通知します。

実績報告の提出期限は令和8年7月31日（金）の予定です。

#### 6 年度途中の変更について

既に提出した処遇改善計画書の内容について、年度途中で変更が生じる場合（法人の吸収合併、事業所の新規指定、廃止等による事業所の変更、加算区分の変更）においては、事前に市に協議願います。

#### 【担当】

盛岡市保健福祉部障がい福祉課

事業所係 齊藤

【障害者担当】金子・舘澤

【障害児担当】内藤・岩波

電話 019-613-8296（事業所係直通）